

平成 30 年第 1 回定例会 厚生常任委員会

平成 30 年 1 月 29 日

鈴木委員

私からは数点、そもそも論から聞かせてください。

一つは、この委員会を二つ立ち上げた。一つの方は、確保対策委員会だ。この中で理事長が今後辞めるのかどうかは知らないが、この対策委員会の中に何で入っていないのか。だって、人を一生懸命に集めるために首藤副知事、中島副知事が入っているのに、何で理事長が入っていないのか、まだ今後が決まっているわけではないのでしょうか、何で入っていないのか。

県立病院担当部長

機構がずっと努力してきたことをベースに、県が引き継いだのですが、いよいよもって機構の方で難しいということでした。そもそも機構に確認した際に、医師確保の責任者は誰なのだというお話の中で、まず機構の方から病院長だというお話がございましたので、であるならば、がんセンターの病院長と県が一体となって確保委員会という形で医師を確保していこうと、このような考え方をしております。

鈴木委員

私はこれを見た瞬間に、今回の出来事の根本があるような気がしてしょうがないのです。それは何なのかというと、例えば医師確保対策といったら、確保対策についてはこういう形で行政のトップが 2 人入っている。ところが提供体制に関する調査委員会というのは、失礼ですが、ここにいらっしゃるあなた方がやっぺいらっしゃるわけです。そもそも私は、先ほどから他党派からも言っているが、重粒子線の医者のことなんていうのは、申し訳ないですが、あなた方が機構の方に聞いて分かるものなのかと思った。

私が何を言いたいのかというと、この調査委員会の資料を私が見ていて、こういうのが出るだろうなと思ったとおりのものが出てきた。何でなのかというと、提供体制に関する調査委員会なのでしょう。そうであるならば、まず歴史ってあるはずではないか。こういうふうになりました。こうなった歴史はどうしてできたのだという起点があるはずではないか。それに対してどうやってきたのですか。そしてこう取り組んできたのだが、こうなりました。こう取り組んでこないからこうなりましたという起承転結はどこも書かれていない。こんな調査書はいくらなんだってないだろう。

調査委員会なんて大層なものをつくられている割には、中に書いてあることは、それは無理ないよって、あなた方が重粒子線なんて半分分からないで、分からないでと言うと怒られてしまうが、あなた方の能力はあるのだろうが、少なくとも機構の方たちが専門家でやっているようなことは分からない。だからパワハラだという話になってしまうのだ。

抜本的な、例えば医師確保対策とかそういうのだから書かれるのだとばかり思った。だって提供体制なのだろう。何かパワハラがあったとかなんていうようなことを求めて、そもそも委員会というのは出発したのですか。そもそもこの委員会の目的って何ですか。

県立病院課長

確保対策委員会の方ですが、やはり医師の確保を進めるため、また医療提供体制をきちんとしたものにするために今回こういった形になったわけですが、その原因がどこにあったのかということは、やはり事実をはっきりさせなければいけないだろうと考えます。その事実を押さえて、ではそこに課題あればこういった事態が二度と起きないように改善策といったものがやはり必要だろうというふうに考えたところでございます。

なので、この事実を押さえるというためには、今委員御指摘のとおり、様々細かいところ、事象は出てきておりますが、その一つ一つについてその責任の所在は誰かとか何が悪いとかと、そういうようなジャッジをするというような目的というよりは、あくまで今回の原因を明らかにして、そこを逆にいうと、改善をしていかなければこれから持続可能な医療提供ができないだろうと考えてございます。

鈴木委員

言っていることは分かる。だけど、そうであるならば、もっと大きなものに取り組むのが本来の筋だろうと私は言っている。そういうことをしないからこんなパワハラがあったとかなかったとかという結論になるのだと思っている。

要するに本来あなた方が取り組まなければならないことは歴史上どんなことがあったのか、例えば平成 21 年から独立行政法人になった前から今日に至るまで歴史というようなものがきちんとあるはずでしょう。それに対して本来なら、先ほどの他会派からも御指摘があったが、医師確保対策というのはあったのだ。そうであるならば、なぜそれが無視されてきたのかとかというようなスポットは決まっているわけだ。ところが出てきたものを見てみると、医師確保対策は、退職の主な理由とかって、そんなこと聞いてどうするのか。

いや、それは大事なことでしょよ、急に辞めてしまって、県民の方々が大変に不安に思っている。だけど、抜本的な対策というのは起承転結があって、その何が抜けたからこうするのだというのがあなた方の調査票のつくり方だ。前からあなた方に言っているが、計画だって何だか知らないが、またこうやって出てきた。

だから、私はこれなんか最初から見ると、確保委員会とかいうところには何でトップが 2 人入っていて、ここに入っていないのだろうと思う。医者でもないと言うと失礼ですが、専門家でもない方たちがこの人たちと話をして、26 人呼んで何を聞くのか。そういうことを聞くしかないでしょうと言っているのだ。だから、ここができたときに私は何人かの方にも聞いた、職員の方にも、何でこれ専門家の方が入らないのか。失礼ですが、弁護士が入っているが、この方は、医療関係の弁護士でしょうか。

県立病院課長

特にその分野ということではないです。

鈴木委員

医療裁判だって専門の弁護士が入っているのに、これも入らないとは私からすれば何をしていたのかということだ。それだけ紙切れ 3 枚ぐらいのものを持ってきて、さあどうでしょうかと言われても質疑も何もない。これ以上私が聞

いたら、あったのないだのみたいなことを聞かなければならないのだったら、こんな税金かけて調査委員会をやる必要なんかないのだ。

私はこの中でもってお願いをしたいことは、冒頭から厳しいことを言ったが、もっこの中をしっかりとえぐってやらないと、同じことがまた起こる。先ほどからこの部分をやるその部分をやると、そうではない、全体をきちんとやりなさい。

それともう一つ保健福祉局長に聞きたいのだが、県と機構ってどういう関係なのか。そもそもが本来法的関係もあまりないのに、県と独立行政法人をどういうふうに位置付けようとするのか。

保健福祉局長

県と独立行政法人の関係ですが、独立行政法人は正にそのとおり独立した法人でございますから、県からは別途離れた人格であるというふうに認識をしております。

ただ一方で、先ほど来課長が答弁しておりますが、独立行政法人が担っている業務というのは、そもそもが地方公共団体が担っていた事務の一部でございます。それを効率性の観点から独立行政法人に担わせるということでありまして、そして法律の中では独立行政法人がその公共性のある業務を適正かつ効率的に執行すると、そういう責務を担ってございますので、我々はその独立行政法人の設立団体として、その独立行政法人が公共性のある業務を適正に行っていくための必要な支援、指導というのは行っていかなければいけないというふうに認識をしております。

それともう一点、先ほど来この調査委員会についての御指摘がございました。確かに御指摘のとおりですが、我々としてはこの調査委員会というのは、まずはその医師が退職をした、その原因と病院機構の監事から、機構の内部規程にのっとっていない事案が報告されたということを受けて、それをまず調査するためにこの調査委員会を立ち上げたということでありまして、それについては、専ら事務的な対応に終始したところでございます。

ただ、先ほど来の質疑が出ておりますが、そもそもが例えば今回の医師の退職を機に、4月以降の医師確保を含めて病院機構の診療体制が安定的、継続的に構築されるためには、委員御指摘のとおりもっと抜本的な対応というのが必要だろうというふうに考えてございますので、その点については、更に踏み込んだ検討というものを我々設立団体としても、機構とも連携しながらしっかりとした対応を図っていきたいというふうに考えてございます。

鈴木委員

私は、何でこんなことを質問したのかというと、指定管理に似てきているのだ。県が偉そうにああだこうだと言う指定管理とそっくりになっている。あなた方もひっくるめたこういう県民に対する大変な責任を、問題が起こったのだということに対する、それが上から目線で見ているように調査書なんかを見ていると私は思います。これは抜本的な問題だ。調査書だってもっと本当は分厚いものになっていなければおかしい。また、多くの方たちがその中に入ってジャッジをしなければいけなかったでしょう。

最初をお願いしたいことは、もう一度独立行政法人と県との在り方もひっく

るめた形で、どのようにもっていくのかというようなことについて、是非ともきちんとした形で県民に示していただきたい。今後、指定管理の問題もいろいろ出てきているが、何か現場に全部任せる、監督するという言葉が重なったらいいですが、とても監督する方はこうすべきだあすべきだという論理を述べればいい。現場はお金がない、またある意味では人もいないという中で、やりくりしているそういうようなことが分からなくなったら、私は県としての立場というのは、すごい傲慢になってしまうと思います。このことを第一に是非とも肝に銘じていただきたい。

二つ目は、これを見ていて思ったのですが、まず先ほどから受けられない方はどう言ったああ言ったというお話があった。この重粒子線治療に限って言ったならば、この受けるつもりだった患者さんはどこに行かれたのですか。

県立病院課長

まず、重粒子線治療に関しましては、4名の患者さんを放射線医学総合研究所に紹介したということでございます。この間の状況ですが、重粒子線は1月以降の予約件数が38件となっていたのですが、2月以降のスタッフの状況が当時はまだ不透明でございましたので、場合によっては先進医療の継続が難しくなるかもしれない。であれば、2月以降に予約の入っている患者さんも含めて全部1月にやろうとしたものですので、1月の予約が一杯になってしまっただけでできなかったといったところから、がんセンターで受診を希望された患者さんも、千葉にございます放射線医学総合研究所の方に御紹介をしたということでございます。

鈴木委員

その移動に対して患者さんから何かございましたか。

県立病院課長

移動された患者さんから状況を伺ったわけではございませんが、例えばがんセンターを希望していた、この近くでやりたいのだがというような御希望があって、ただほかの施設では遠いのでといったような、そういった電話を直接受けたことがございます。

鈴木委員

もう一点部長にお聞きしたいのだが、医師を確保したのだということで、もちろん先ほど他党派の方からも、4月からの状況はどうなっているのだという心配があった。現時点で県として大変な御迷惑を掛けているこの状況というのは、どのように感じていらっしゃいますか。

県立病院担当部長

病院機構の設置団体である県としましても、今回大変患者さん、それから県民の皆さんに大変な御心配、御迷惑を掛けたというふうに深く反省をしております。特に今の騒動に関しましては、14件であるとか4件であるとか、そういう数の多寡ではなくて、御質問いただいておりますように、がんセンターを頼りにして、がんセンターでの治療を希望、期待されていた方もお断りせざるを得なかったということは、その患者さんの失望感というか、こういったことを重く受け止めさせていただきたいと考えております。

そういった意味で、県としてはこの事態を打開するためにも、医師の確保に

ついて引き続き尽力をしてまいりたいと、このように考えている次第であります。

鈴木委員

県民の方々が大変に苦しい状況であると、先ほども他会派の方からお話がありました。それを是非とも忘れないようお願いをしておきます。

その中で一つ、今回こういうことがあったので勉強を少しさせていただきました。その中で、先ほども他会派の方からお話がありました山形、それから大阪というようなお話があった中で、見ているのは全国で4番目にできた佐賀のハイマツトというところでは、地元の九州大学やまた産学公が一体となって、がんセンターでいろいろまた対応もひっくるめてやっているというお話をお聞きしました。その中で、そもそも論で恐縮ですが、医師の確保ということについては、どんなようなことをしてきた、今まで県立がんセンターとしてきたのでしょうか。

県立病院課長

がんセンターでの重粒子線治療に対する医師の確保のやり方なのですが、先ほど御答弁申し上げましたが、ほかのところは大学と連携協定を結んでいるということもございますが、がんセンターは病院に併設されている重粒子線治療施設ということで、病院本体が主体となってやってきたということがございます。ですので、それで病院本体で確保しつつ、先行施設、放射線医療総合研究所であったり群馬大学であったり、そういうところに医師を派遣して育成をしてきたということが実態でございます。

鈴木委員

今のお話をお聞きしていて、今年たしか大阪の重粒子線センターが、いろいろな資料を拝見すると、実際に独立行政法人として大阪もやるわけです。ところがこれ民設民営でやる。大阪国際がんセンターとそして共済病院、そして重粒子線と並んだ形でやられる。神奈川県としても見習わなければならない先見性があると私は思いましたが、その情報は御存じでいらっしゃいますか。

県立病院課長

申し訳ございません、近々完成される予定だというふうには聞いておりますが、その程度でございます。

鈴木委員

専門家の方たちでしょうが。一度勉強になられたらいかがでしょうか。

その中で見たものというのは、やっぱり大きく経営形態から産学官などいろいろな形態があって、そのことに対してのやっぱり情報とか方向性を見誤ると、大変失礼な言い方かもしれませんが、これからまた迎えるであろうものは、重粒子線もひっくるめた放射線に係る赤字問題かなんかが今回、去年ものっかかっていて、これがもっともっと大きくなっていくだろうと税金等もつぎ込まれるのはいかなるものなのか、では誰が実質的なそのジャッジをするのだとなってくるのを、少しでもやっぱり変えていかなければならない。そういう先見性みたいなものというのにも勉強していかなければいけないと思いますから、是非とも見ていただきたいというふうに思います。

私もそろそろまとめに入りますが、具体的に今お話を少しお聞きしました。

ただ私は、こういうような問題があつて、大変現場の方もまた機構の方も苦勞されて、大変県民の方々も不安に思つていらつしやる中、こういう問題が起つた。けどまた、違う角度から見てみると、今まで多くの確保委員会の方々が全国を飛び回つてくださったので、こういう回つていただいて感触というか状況はどんな状況だったのでしょか。

県立病院課長

全国を回らせていただいたということなのですが、放射線治療は特に全国的にも数が少なく、協力いただいたところも非常に工夫して、ただ県民の命を守るということであるだけに、本当に御協力、いろいろ算段なり工夫なり何なりをしていただいたということでございます。また、今回2月、3月は確かに急で難しいのだが、協力をしていきたいという、そういった有り難い言葉を頂いたということでございます。

鈴木委員

提案したいのは、せつかくここまで医師確保で動いてくださった人がいるのであるならば、例えば重粒子線等の人材バンクとか、そういうものでもって御登録を頂くとか、何らかの今回のネットワークをしっかりと使つた形で、医師の確保というのはこれからほかの科だって当然起こってくるものになるならば、例えばそういう人材バンク的なものをしっかりとつくる方向性で対応してはいかかと思つていますが、いかがでございますか。

県立病院課長

御指摘のとおり、やはり医師を継続的に持続可能な形で確保していくということは非常に大事だというふうに思つておりますので、また国の動きとして、御案内のとおりこの4月の診療報酬改定で、診療報酬の対象となる点に含めるということでございます。ですので、ますます安定してというか、多くの患者さんに放射線治療を提供していかなければいけない。そのためにも人材確保は重要でございますので、先ほどいろいろなところと回らせていただいて、本当に顔の見える関係が今回つくられたなというふうに思つてございます。

そういったことから、御指摘いただいたとおり、やはりこの関係を生かしまして、がんセンターであつたりあるいは県であつたり、あるいは従来から連携協力を結んでいたところも含めまして、そこに今回新たに関係ができた、そういった大学、医療機関による幅広いネットワークをそういった構築をしていく、それに向けた検討なり調整なりを進めていきたいというふうに考えております。

鈴木委員

私は、こういうようなことがあつたがゆえに、きちんこの上に立てるものはしっかりとものを立てていただきたいという思ひがあつて質問させていただきました。導入部は大変厳しいことを申し上げましたが、やはりどんな人でも、仕事に対していいかげんに取り組んでいることなんてないと思つてます。だからといってそれが、Aが正しくてBが正しくてCが正しくてみたいなものもないでしょうし、また全部悪いというものもないというふうに思つてます。逆に私はもうこの調査委員会等からは建設的なやっぱりつくつた本来何が問題なのかと、それに対してどのように形にしていくのかということ、本当に現場の方

たちのお声を機構の方たちのお声なんかも聞きながらつくってさしあげるのも、私は県の役目なのではないかなというふうに私は思うのです。そういう意味では、調査委員会、今回なんか課長の話ですと、これで終わりみたいな話もあるようですが、引き続き表面上としてはそういうような人に会ったとしても、これは是非ともそういうきちんとした形のものをつくっていくというようなことをお願いしたいと思いますが、いかがでございますか。

県立病院担当部長

安定的なまず人材育成、活用等については、これを契機として改めてネットワークを考えていきたいと考えております。

それから、現場の声を県も聞くよう、そういう御指摘に対しては、今回のことを契機に、私どもも切実にそう思っておりますので、県として積極的に関わっていくような形というものを前向きに考えていきたいと、このように考えております。

鈴木委員

分かりました。あとは今後副知事がお見えになるというので、そのときに副知事に聞かせていただこうと思います。

鈴木委員

私からは数点、先ほどの質問と絡めて質問をさせていただきます。

まず、私この確保対策委員会、また調査委員会を見ていて、抜本的に何か違うところがあるのではないかと私は思っているのです。それは何なのかというと、この確保対策委員会は、首藤副知事が委員長だ。片や提供体制に関する委員会では両副知事の名前がない。そもそも先ほどから同じだと言っているのですが、全然同じではない。

基本的に、私はこの中でも確保対策委員会設置要綱を見てみると、不思議に思うところがある。それは何かというと、委員長は首藤副知事です。ところが副委員長になっているのは保健福祉局長なのです。その下にワーキンググループがつけられると書いてあるのです。だって、そもそも中島副知事がこの中では筆頭副知事なのでしょう。首藤副知事がいなかったらこの方が本来なら委員長をやって、ワーキンググループは本来の私は、それは県庁が決めたのだと言ったらそれまでなのだが、そういう状況下にあって、とても何かづくり方が乱暴である。だけど、もっと抜本的に大切なことというのは、機構との関係もひっくるめた、何でこんな大きな問題になったのかということ調査する委員会の中に、そもそも行政の長たる人が入っていないなんて、こんなばかなことが私にはあっていいのかなと思うのですが、いかがですか。

首藤副知事

そういう流れの中では、まず調査委員会の方が12月19日に立ち上がりました。その段階では、やはりこういう原因を追及するというので、一義的にやはり担当の保健福祉局長にお任せをしようという形で立ち上がったところですが、その後、医師確保は1月10日に立ち上がったのですが、そこについては、調査委員会が立ち上がった段階では医師確保委員会が立ち上がることは想定されていなかったのですが、やはり事の重要性、緊急事態の度合いが高くなったというところで、私に命ぜられたという形になってはいますが、その時間の差が、

この形としての差になってしまったのかなというふうに思っていて、後から整理をすれば、委員のおっしゃるとおり、全体として調査委員会のスキームの中に入れていくというシナリオもあったのかもしれませんが、時系列的に先に調査委員会、そして緊急事態が大きくなったところで確保委員会になったという時系列が今の委員御指摘の寒暖差につながっているのかなというふうに考えております。

鈴木委員

言葉尻をとらえて申し訳ないですが、そういうことを言われたという言い方をされたが、これを決めたというのは知事なのか。

首藤副知事

基本的に我々が知事に御提案、御提言申し上げまして、そして知事が決定をされたということでございます。

鈴木委員

先ほども言ったのですが、この調査委員会に関わる人たちというのは、医療って分からないのです。ごめんなさい、断定してはいけないが素人の方だと私は思っている。その中で、それこそ副知事なんかは厚生労働省まで出られて、それこそ医師のこともよく知っている方たちが、この中に入らなかつたら、機構とのやり取りというのは、パワハラがどうのこうのとか、事務的なことしかここに書けないと思う。そこでなぜあなたが入らなかつたのかなと思います。あなたが陣頭指揮をとって、このことをやらなければ、県民がこれだけ不安に思っている状況の中において、副知事が自ら入って陣頭指揮をとってこうやってやるというのは、私は本来の行政のあるべき姿ではないかと思いますが、いかがですか。

首藤副知事

調査委員会の報告というのは随時受けておりまして、今回の非常に重要な事項に関して、知事の指揮の下、私自身が陣頭指揮をとらないといけないと思っていたのは、最初からそのつもりでございましたが、まずその立ち上げのときの調査の内容については、基本的には事務的な内容を中心に調査をするということでありましたので、保健福祉局長に任せて、その報告を受けて全体の差配をしようというふうに思っていたというところでございます。

鈴木委員

私は、なぜこんなところに言うのかというと、実は独立行政法人法の第122条、この中に設立団体の長は地方独立行政法人又はその役員若しくは職員の行為がこの法律、他の法令若しくは設立団体の条例、若しくは規則に違反し又は違反するおそれがあると認めるときは、当該地方独立行政法人に対し、当該行為の是正のための必要な措置をとるべきことを命ずることができることと書いてある。そしてあなた方が出してきた資料の4ページを見てみると情報の共有化という見出しがあるが病院と機構だけで終わっているが、私はそうではないと思う。県と機構との間の情報の共有化に触れなければおかしい。何て書いてあるかといったら、1番、情報の共有化の中にコンプライアンスと質がパワハラ事案に関して実施した調査結果、平成29年7月において当該事案以外にも退職医師らの就業継続が極めて微妙な状況にあることは、様々な課題が指摘されてい



たと書いてあるのだよ。本来このことをあなた方が見ているのだとしたら、是正勧告なり何なりできただろう。

私がなぜこういうふうにあなた方のところにきつく当たるのかということ、この問題がそもそも7月のときに問題化して、それを、アンテナを張っていない県も悪いが、それは機構も悪い、いろいろな話もあるかもしれないが、長が是正勧告できると書いてある。そうしたらそれこそ首藤副知事が中心になって、どうなったのだと、そんなことをやっていたらば、こんな大きな問題にならなかつたのではないかと思っているわけです。そうすると、これは県の責任も大きい、知事をはじめ、あなた方、要するにトップの方たちの責任も大きいのではないのかと私は言いたいということなのだ。機構の話とかなんかでパワハラがあったとか何とかというよりも、そもそも条例やまた法的なものからいったならば、これを履行していなかった県の立場はどうなのだろうと私の素朴な疑問なのですが、答えていただけますか。

首藤副知事

全体をふかんして見たときに、県として機構の指導監督、あるいは機構とのコミュニケーションのことで問題があったかどうかというのは、改めて検証して我々として改善すべきところは改善したいというふうに思います。

差し当たりはこの2月、3月及び4月の医師が大量辞職して確保できるかどうかということにフォーカスを置いて、我々は全力を挙げてきたところでございます。そのための調査委員会でもあったということでございますので、まずその緊急事態の対応というのを一番にさせていただいて、その上でしっかりとやはりこういう事態が二度と起こらないような形の県と機構の在り方、あるいは県自体もそのマネジメント方法については、改めてしっかりと検討していきたいというふうに思っております。

鈴木委員

私は首藤副知事をはじめ皆さん方が何もやっていないということではないです。本当に御苦労かけて一生懸命やってくれました。それによって県民の方が少し安心している部分もあるでしょう。だけど、私が言っているのは、機構という大きなものもひっくるめて、調査委員会までして、26名の方が事情聴取を受けたということは、その方たちのプライドやまた機構なんかの思いというのは、いっぱいある中で、本来ならば県としてやるべきことというのは、もっと前にあつたのではないのかと、そうであるのだつたらば、そのときに是正勧告なり何なりというようなものは大丈夫なのかと、ここであるアンテナが張られていたら、これだけの大きな問題にならなかつたのではないかという私は思いがあつて、本末転倒の論議であるのかもしれないが、私はこの本当に残念でならないということを、今日は首藤副知事の方にお伝えしたかったのです。

だから、私は何か県が何もやっていないとか、そういうことではなくて、もう一つ先ほど私は指定管理みたいな関係になったら大変なことになるぞと、このままいくと。何か県が監督をしていて、これをやれ、あれをやれみたいなことでもって、現場では本当に人が足りない、またお金が欲しい、これは例としてですが、お金が足りない、人が足りないとなつていったときは大変なことになる。その中で一生懸命にやっているという思いを忘れてはならないというこ

とで、今日は、私は一つお願いを申し上げまして、質問を終わります。